一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター
性能向上計画認定に係る技術的審査業務料金規程

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター（以下「センター」という。）が別に定める「建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、認定に係る技術的審査業務にかかる審査料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

（審査料金）

第２条　業務規程第 12 条に規定する審査料金は、別表に掲げるとおりとする。

（審査料金の納入）

第３条　申請者は、別に定める審査料金を、現金又は銀行振込により納付する。

２　センターと申請者等（申請に関わる住宅関連事業者を含む。）は、別途協議により一括納入その他別の収納方法を取ることができる。

3　前２項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

（審査料金を減額するための要件）

第４条　センターは、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1)　併願審査等によって、審査の省略ができる場合。

(2)　あらかじめセンターが定める日又は期間内に申請を行うとき。

(3)　前各号に定めるもののほか、センターと申請者等が別途協議により、公平に審査料金の設定を行い、申請を行うとき。

（審査料金を増額する為の要件）

第５条　審査料金は、次に掲げる場合に増額できるものとする。

(1)　別表に定める審査料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとセンターが判断したとき。

（審査料金の返還）

第６条　納入した審査料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により業務が実施できない場合には、この限りでない。

附 則

この規程は平成 28 年４月１日より施行する。

附 則

この規程は平成 29 年４月１日より施行する。

附 則

この規程は平成 29 年６月１日より施行する。

附 則

この規程は令和元年６月１日より施行する。

附 則

この規程は令和元年１１月１日より施行する。

附 則

この規程は令和３年４月１日より施行する。

附 則

この規程は令和４年８月１日より施行する。

附 則

この規程は令和５年４月１日より施行する。

附 則

この規程は、令和６年１月１日より施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日より施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日より施行する。

附 則

この規程は、令和７年 11 月１日より施行する。

別表

性能向上計画認定に係る技術的審査業務料金

＜住宅＞　（一戸建て住宅、共同住宅等）

記載の料金は、電子交付を前提とし、センターに建築基準法第６条の２第１項の確認申請又は同法第 18 条第４項の計画通知を行う場合の額とする。

税込/単位・円（Mは住戸数）

審 査 条 件			料金
一戸建ての住宅（併用住宅の場合は、住宅部分）	単 独		37,400
共同住宅等（共同住宅、長屋、複合建築物の場合は住宅部分）	住棟全体（共用部を含まない）	２住戸	63,800
		３～10 住戸	63,800＋6,600×（M-2）
		11～25 住戸	89,100＋4,400×（M-2）
		26 住戸以上	126,500＋3,300×（M-2）
	住棟全体（共用部を含む）	２住戸	126,500
		３～10 住戸	139,700＋6,600×（M-2）
		11～25 住戸	165,000＋4,400×（M-2）
		26 住戸以上	215,600＋3,300×（M-2）

・併願割引

ア）設計住宅性能評価、長期使用構造確認、省エネ適合性判定、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）、低炭素建築物新築等計画の技術的審査のいずれかの計算を利用した申請の場合は、一戸建ての住宅は 12,100 円<税抜：11,000 円>、共同住宅等の場合は上表の料金の 2/10 の金額とする。なお、併願対象業務と同じ計算内容の場合に限る。

イ）併願割引は、最初に提出された申請は割引対象とせず、それ以降申請されたものを対象とする。

ウ）併願対象業務が他機関申請の場合は、割引の対象としない。

エ）共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を性能向上計画認定に係る技術的審査の申請で初めて行う場合は、住棟全体（共用部を含む場合）の料金の 2/10 の金額とする。

・変更申請料は上表の料金の 1/2 の金額とする。

＜非住宅＞

記載の料金は、電子交付を前提とし、センターに建築基準法第６条の２第１項の確認申請又は同法第 18 条第４項の計画通知を行う場合の額とする。

税込／単位：円

評価対象床面積の合計	評価方法	建築物の用途		
		ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途	工場等	左記以外
50 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	72,600	72,600	72,600
	モデル建物法	30,800	30,800	30,800
	モデル建物法（小規模版）	24,200	24,200	24,200
50 ㎡以上 200 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	192,500	91,300	111,100
	モデル建物法	96,800	39,600	61,600
	モデル建物法（小規模版）	78,100	31,900	48,400
200 ㎡以上 300 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	240,900	114,400	139,700
	モデル建物法	126,500	50,600	75,900
	モデル建物法（小規模版）	101,200	41,800	61,600
300 ㎡以上 500 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	253,000	126,500	151,800
	モデル建物法	139,700	50,600	89,100
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	328,900	151,800	215,600
	モデル建物法	165,000	63,800	121,200
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	392,700	202,400	266,200
	モデル建物法	227,700	89,100	126,500
2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	468,600	266,200	316,800
	モデル建物法	266,200	126,500	151,800
3,000 ㎡以上 4,000 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	531,300	303,600	367,400
	モデル建物法	303,600	139,700	190,300
4,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	595,100	342,100	430,100
	モデル建物法	328,900	151,800	215,600
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	683,100	379,500	506,000
	モデル建物法	345,200	165,000	253,000

10,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	759,000	443,300	581,900
	モデル建物法	443,300	190,300	278,300
20,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	標準入力法 主要室入力法	910,800	506,000	708,400
	モデル建物法	506,000	253,000	367,400
50,000 ㎡以上	標準入力法 主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積

・対象面積が 50,000 ㎡以上の判定料金は、別途見積とする。

・建築物の用途で工場等とは、工場（評価対象が照明設備のみ）、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。

・用途区分が複数存在する建築物の料金は、建築物の用途区分毎に対象面積に該当料金を算出し、これらの合計金額（複数用途集計）と建築物全体の対象面積において、最も高額な用途の料金を比較して低額なものとする。

・建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー性能表示制度(BELS)の評価、低炭素建築物新築等計画の技術審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は上表の額によらず一律 12,100 円（税抜：11,000 円)とする。このとき外皮性能【標準入力法　様式 8.（外皮）非空調外皮仕様入力シート】の審査を追加して行う場合は、上表の額の 10 分の 1 の額を加算する。（変更も同様とする。）

・変更申請料は上表該当額の２分の１とする。

＜その他　共通＞

・建築基準法第６条の２第１項の確認申請又は同法第 18 条第４項の計画通知を他機関に行うとき、あるいは都市計画区域外で建築確認が不要な場合は、上表の料金の 1.1 倍の額とする。

・併用住宅又は複合建築物の料金は、住宅とその他の用途毎に料金を算出し、それぞれを合計した金額とする。

・センターと申請者等が別途協議により、公平に審査料金の設定を行うことができる。

・再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、１通につき 6,600 円(税込)とする。

・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第 29 条第 3 項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の用途区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に揚げる額を合算した額とする。

・変更に係る建築物が２以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

・計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第 29 条第 3 項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第１項の規定に基づく認定の申請とみなして、法第 29 条第１項の規定を適用して算定する。

・適合証又は適合証（変更）を書面にて交付する場合の料金は、別表の料金に、１通につき 3,300 円（税込）の額を加算した額とする。